



交通安全情報No.41

ストップ・ザ・交通事故

平成30年6月11日
警察本部 交通部
交通総合対策センター

飲酒運転の根絶!

～あなたの職場は大丈夫? 周辺者にも罰則が～

運転者に
飲ませちゃイカン



酒類提供罪

飲酒運転をするおそれのある人
に対して、酒類を提供すること。

➡



同乗罪

運転者が酒気を帯びていることを知りながら車両に乗せてくれるように依頼・要求して同乗すること。

➡



車両提供罪

飲酒運転をするおそれのある人
に対して、車両を提供すること。

➡



懲役刑や罰金刑のほかに
運転免許停止・取消
処分も受ける場合が!

飲酒運転をさせた人の罰則

酒類提供罪・同乗罪	運転者が酒酔い運転の時	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転の時	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
車両提供罪	運転者が酒酔い運転の時	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転の時	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

平成30年使用交通安全年間スローガン 一杯で消える未来と消せぬ罪 内閣府特命担当大臣賞